

JICA 海外投融資にかかる意見交換会 (概要記録)

1. 日時：平成 24 年 9 月 27 日（木）14:00－15:30
2. 場所：外務省 中央庁舎 7 階国際大会議室
3. 参加者：民間企業、NGO 関係者等約 70 名
4. 政府側出席者：
本清 耕造 外務省国際協力局開発協力総括課長
栗原 毅 財務省国際局開発政策課長
岩永 正嗣 経済産業省貿易経済協力局資金協力課長
山田 順一 独立行政法人国際協力機構企画部長
田中 寧 独立行政法人国際協力機構民間連携室長
5. 議事：
 - (1) 開会
 - (2) 検討状況について（新実施体制に係る検証結果等）
 - (3) 意見交換
 - (4) 閉会

6. 議事概要：

I. 開会

（外務省）

- JICA 海外投融資は平成 13 年の「特殊法人等整理合理化計画」において廃止することとし、14 年度以降は、13 年度末までに承諾済の案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限り出融資を行うこととされた。
- しかし、その後の国際協力を巡る環境の変化により、途上国の経済発展における民間部門の果たす役割は極めて重要になり、またそれが国際的にも認知されることとなった。
- こうした背景を踏まえ、一昨年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」に基づき、外務省・財務省・経済産業省・JICA にて海外投融資の再開に向け、検討してきた。
- 昨年 2 月には今回と同様の意見交換会を設け、貴重な意見を頂戴し、同年 3 月にパイロットアプローチ下での再開をした。その後、パイロットアプローチの実施を通じて、新実施体制の検証・改善及び案件選択のルールに係る詰めを実施してきた。
- 今般、新実施体制の検証結果、右を踏まえた今後の改善案について説明させて頂くと共に、併せて案件選択の指針に係る考え方についても簡単に説明し

たい。

- 本意見交換会は、海外投融資に対する理解を深めて頂くとともに、本格再開に当たっての貴重なご意見を伺うため開催したもの。参加者の皆様には忌憚の無いご意見を頂きたい。
- 本日の意見交換会の模様につき、議論を要約したものを公開させて頂くので予めご了承願いたい。

(経済産業省)

- 民間セクターの開発における役割は重要。日本の技術・ノウハウを役立てるためにも、海外投融資の意義を踏まえつつ、効果的に進めてまいりたい。

II. 現在の検討状況について (配布資料参照)

(JICA)

- 海外投融資は円借款とは異なり、主に民間企業向けに出融資を行うものであるが、ODAとして開発途上国の社会経済発展に寄与する事業に対する支援を目的とするもの。
- 海外投融資は平成13年の「特殊法人整理合理化計画」にて廃止されたが、当時は実績が限られていたことが影響したと思うが、海外投融資業務の必要性自体が否定されたものではないと認識している。
- 昨年3月にパイロットアプローチの下で海外投融資を再開し、これまでパイロットアプローチ対象事業を実施してきたが、右事業の審査を終了し、第三者による新実施体制の検証を8月に完了した。また、パイロットアプローチ実施の過程において案件選択ルールについても詰めを行ってきたところ、今般、検証結果及びそれを踏まえた改善策、案件選択の考え方について説明するもの。

III. 質疑応答

(質問・コメント)

- J B I Cとの差異はどの様に考えればよいか。
- また、パイロットアプローチ中の対象事業の出融資規模は小さいものであるが、JICAの融資額・出資額に上限は設けられているのか。

(回答)

- JICAの海外投融資はODAとして実施されるものであり、支援の対象となる事業に開発効果が認められること、民間金融機関では対応できないことが求められる点がJ B I Cの業務と異なるところ。
- 融資において総事業費の70% (特に必要と認められる場合には80%)、

出資については25%を上限としているが、個別案件レベルで金額の上限を設けているものではない。

(質問・コメント)

- ベトナムやインドネシアにおいては環境関連事業のニーズが高まっているが、こうした公共性の高い事業は開発効果が高いとされる一方で事業採算性が十分ではないといったことが想定される。JICAが海外投融資案件として審査する際に重視するポイントは何か。

(回答)

- 開発効果の他、出融資先の財務状況、事業計画の妥当性、採算性等も考慮して採択の可否を判断している。
- また、JICAは技術協力を通じて、制度面からの支援を展開することも可能。例えばホスト国の公共サービスの料金体系見直しを支援すること等を通じて、事業の採算性改善をサポートすることも想定される。

(質問・コメント)

- パイロットアプローチ対象案件においては、どのような債権保全策を取ったのか。

(回答)

- いずれも地場金融機関を経由して事業会社に融資を行うバンクローンとしている。なお、今後は直接的に事業会社(SPC)に融資を行うプロジェクト・ファイナンス方式にて融資を供与することも考えているが、その際は親会社からのサポートや相手国政府からの支援等、適切な形で信用補完を行っていく方針。

(質問・コメント)

- JICAでは協力準備調査(PPPインフラ事業、及びBOPビジネス連携促進)を実施しているが、これらの調査対象案件が海外投融資による支援の対象となるのか。また、開発調査の中で海外投融資の対象となるような事業のF/Sを作成する、ということはあるのか。

(回答)

- PPPインフラ事業、及びBOPビジネス連携促進にかかる協力準備調査の対象案件は、ともに海外投融資による支援の検討が可能であるが、特に前者については円借款もしくは海外投融資による支援を想定している。
- 海外投融資案件のF/S作成については、主に協力準備調査(PPPインフ

ラ事業)を通じて支援を行っていく。他方、開発計画調査型技術協力にてF/Sの前段階のマスタープラン作成を行う場合、右マスタープランで提案された事業が海外投融資による支援の対象となることはあり得る。

(質問・コメント)

- パイロットアプローチ対象案件において、リスクシナリオ分析を行い為替リスクについても分析を行ったとのことであるが、具体的にはどのような分析を行ったのか。為替リスクに関しては、現地通貨建ての融資が重要だと考えている。
- リコース型案件にかかる融資審査においては、主として借入人、及び保証人の信用力を確認、他方、ノンリコース型案件に関しては、Equity IRRを確認するという理解でよいか。また、後者の場合、JICAとして求めるリターンはどの程度か。

(回答)

- 現時点では円建てでの融資のみが可能である中、特にインフラ案件では事業収入が現地通貨建ての場合が多いところ、現地通貨建て融資の検討の必要性については認識している。ストレステストでは事業性を判断する際に為替減価率の推移について、シナリオ分析を行った。
- パイロットアプローチ対象案件はバンクローン方式であったため、融資先の銀行の信用力に依拠しているものではあるが、開発効果や事業採算性についても確認している。ノンリコース型案件についても同様にEquity IRRのみならず、開発効果や事業採算性を確認している。なお、出資案件の場合、リターンについては現地のリスクフリーレートを上回ることが事業性を判断する上で一つの目安となっている。
- なお、法律上も採択に関しては事業達成の見込みが確保されることが要件とされているところ、リコース型案件においても事業達成の見込みという点を重要な確認項目としている。

(質問・コメント)

- 海外投融資による支援に際して、事業会社に日本企業がどの程度出資していなければならないか、下限にかかる決まりはあるのか。

(回答)

- 特にインフラ案件などについては事業マネジメントの観点から日本企業の関与があることが望ましいが、一定の基準は定めていない。事業特性やスポンサーに期待される役割等を勘案し、個別案件毎に検討する。

(質問・コメント)

- ①インドネシアのMPA等、両国政府間合意に基づくマスタープランから多様な案件が形成されており、これらの実現のための他スキームとの連携や、VGF（事業性補完のための財政支援）への支援、②バンクローン方式ではなく直接融資による支援、③（利益相反が生じることは理解するものの）パッケージ型インフラなど政府の支援をより必要とするケースでは、同一案件に対する出融資の同時実行について、積極的に取り組んでもらいたい。

(回答)

- ①については今後の検討課題と考える。②について、パイロットアプローチ対象案件であるベトナムの産業人材育成事業は、事業会社が中小企業であることから、地場銀行を経由したバンクローン方式を採用したもの。今後は、SPC等に対する直接融資についても検討する。③については、個々の案件の状況を踏まえて、利益相反にかかる対策を練っていききたい。

(質問・コメント)

- プロジェクト・ファイナンス方式の場合、純粋なノンリコースではなく、スポンサーや相手国政府からのサポートも求めるとの説明があったが、具体的にどのようなものを想定しているのか。

(回答)

- 事業キャッシュフローの状況に応じたスポンサーからの追加出資や劣後融資の他、財務的な支援ではないものの、相手国政府からの案件実施にかかる支援が確約されていること等を想定している。

(質問・コメント)

- JBICとの差異についてポリシーとしては理解するものの、JICAとJBICどちらに相談を行えばよいのか依然として明確ではないので、ガイドラインの作成をお願いしたい。
- また、パイロットアプローチ対象案件の審査に時間を要しているが、民間企業の立場からはスピード感が重要。標準処理期間についても示して頂きたい。

(回答)

- 現時点ではガイドラインや標準処理期間については設定しておらず、今後三省及びJICAで検討して参りたい。
- JBICとの差異について、案件選択の指針にてまとめているものである。そのうち、先導的案件であることとは、当該国において非譲許的条件での融資実績がないこと、相手国政府からの案件実施にかかる支援が確約されてい

ること、それ以外にも協調融資やリコース条件等、海外投融資案件として取り上げる際の指針を資料に示しているが、実質的にはこの指針に合致するかどうかを以って既存の金融機関との整理を図っているもの。

(質問・コメント)

- 旧 J I C A が実施していた開発投融資が対象としていた技術実証事業についても、海外投融資は対象としているのか。

(回答)

- 海外投融資の対象案件として支援するためには、事業の採算性、事業達成の見込みが求められており、ご指摘のような実証事業については対象としていない。今回の海外投融資は旧 J I C A 海外投融資の復活ではない。

(質問・コメント)

- 現時点で想定している本格的な再開のタイミングはいつ頃か。
- 出融資に係る内談の受付期間等は設定されているのか。
- 年度単位での出融資規模に関して、上限は設けているのか。

(回答)

- 今回の意見交換会で頂戴した意見などを踏まえつつ、出来るだけ早期に本格再開を実現したい。
- 内談についてはパイロットアプローチ中でも既に J I C A 民間連携室にて随時受け付けている。なお、協力準備調査 (P P P インフラ事業) については公募のタイミングは年二回に限られることから、ご留意頂きたい。
- 年度単位での出融資規模に関して、現時点で特段上限は設けていない。

(質問・コメント)

- 外部知見の活用を行うとのことであるが、具体的にはどの様なリソースを活用していくのか。
- 援助効果にかかるパリ宣言において、現地国の制度を活用することが援助効果を増進するとされているが、海外投融資についても同様の考え方がなされるのか。
- 過去の案件について評価を行ったとのことだが、その結果は公表されているのか。

(回答)

- 外部知見の活用については、財務コンサルティング会社や法律事務所等からのアドバイスを審査過程等で求めている。

- 海外投融資ではODAとして投融資を行うところ、パリ宣言との関係については融資先の国の状況等を踏まえ、今後整理していきたい。
- かつての海外投融資制度の下、出融資された案件の評価報告書についてはJICAホームページにて公開されているので、そちらをご参照頂きたい (http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/after.html)。

(質問・コメント)

- ミャンマーにおいてはインフラ需要が高まっているが、海外投融資はミャンマーにおける事業も対象としているのか。
- 海外投融資の財源は何か。

(回答)

- 海外投融資の対象国は、ODA対象国としているところ、ミャンマーにおける事業についても出融資の検討は可能。
- 円借款と併せて海外投融資については有償資金協力勘定にて管理がなされるが、その原資となっているのは円借款の元利返済などの自己資金、財政投融資の借入等である。

(質問・コメント)

- 融資条件にかかる指針は設定されているのか。
- バンクローン形式の場合、仲介銀行から事業会社に貸し付けられる際の転貸金利についてJICAは関与を行うのか。

(回答)

- 財政融資資金の貸付金利を基準とし、借入人の信用力、償還期間等を踏まえて、個別案件に適用する金利を設定する。
- 基本的には事業リスクをとる仲介銀行の判断が尊重されるが、事業性が確保できる金利か否かを含め、転貸金利水準についてはJICAとしても注意深く確認していく。

以 上